

奈良県訓令第十八号

労働委員会事務局

総務部総務厚生センター

奈良県労働委員会事務局処務規程（昭和三十七年三月奈良県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

第一条中「総務調整係及び審査係」を「審査調整係」に改める。